

京都府後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回定例会会議録

令和8年2月13日 開会

令和8年2月13日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会会議録目次

第 1 号 (2月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○副議長の選挙	5
○同意第1号～議案第6号の一括上程、説明	6
○同意第1号の採決	11
○同意第2号の採決	11
○同意第3号の採決	12
○一般質問	13
○議案第1号の質疑、討論、採決	23
○議案第2号の質疑、討論、採決	32
○議案第3号の質疑、討論、採決	33
○議案第4号の質疑、討論、採決	34
○議案第5号の質疑、討論、採決	34
○議案第6号の質疑、討論、採決	40
○請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明	44
○請願第1号の質疑、討論、採決	46

○請願第 2 号の質疑、討論、採決	47
○閉会の宣告	48
○署名議員	50

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年2月13日（金）午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 同意第1号から議案第6号までの上程（広域連合長説明）
- 日程第 7 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 8 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 9 同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第10 一般質問
- 日程第11 議案第1号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第3号 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第4号 令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第5号 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第6号 令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 請願第1号及び請願第2号の上程（紹介議員説明）
- 日程第18 請願第1号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなどを求める請願書
- 日程第19 請願第2号 後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程と同じ

出席議員（29名）

1番	河村 諒 君	2番	玉本 なるみ 君
3番	青野 仁志 君	4番	岡野 天明 君
5番	杉島 久敏 君	6番	安藤 和明 君
7番	渡辺 浩司 君	8番	関谷 智子 君
9番	星野 和彦 君	10番	小川 克己 君
11番	乾 秀子 君	12番	長谷川 愛 君
13番	小原 明大 君	14番	横須賀 生也 君
15番	向川 弘 君	16番	平林 智江美 君
17番	樋口 浩之 君	18番	玉川 実二 君
19番	島 一嘉 君	20番	巽 悦子 君
22番	山内 実貴子 君	23番	山本 勝喜 君
24番	村山 一彦 君	25番	西田 亜紀 君
26番	頭 鬼久雄 君	27番	梅原 好範 君
28番	佐戸 仁志 君	29番	今井 浩介 君
30番	山本 恵一 君		

欠席議員（1名）

21番	木村 健太 君
-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	上村 崇 君	副広域連合長	杉浦 正省 君
副広域連合長	安田 守 君	副広域連合長	吉田 良比呂 君
副広域連合長	田中 靖之 君	会計管理者	本田 和裕 君
業務課長	雲丹亀 範子 君	総務課長 担当課長	乾 千景 君

議会職員出席者

書記長	藤木 完治	書記	吉川 淳平
-----	-------	----	-------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（山本恵一君） 皆様、大変御苦労さまでございます。

定刻になりましたので、ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（山本恵一君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関等から写真撮影の許可の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認めます。それでは、報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（山本恵一君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

本日、井手町の木村健太議員から欠席届が出ております。また、宇治田原町の山内実貴子議員から遅参の連絡が入っております。

本日、副広域連合長の桂川孝裕亀岡市長と古川博規京都府副知事が公務のため欠席されておりますので、御報告申し上げます。

◎議席の指定

○議長（山本恵一君） まず、日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに、長岡京市、小原明大議員、京丹波町、梅原好範議員が広域連合議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本恵一君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、京田辺市の向川弘議員及び笠置町の山本勝喜議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本恵一君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本恵一君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、令和7年度定期監査結果報告書と例月出納検査結果報告書の各写しを配付させていただいております。

定期監査結果報告書につきましては、地方自治法第199条第9項の規定により、当議会に対しまして、その結果について報告があったものでございます。

また、例月出納検査結果報告書につきましては、令和7年7月から12月分までの例月出納検査がそれぞれ実施され、適正に執行されている旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。

配付資料の内容につきましては、各自御覧おき願いたいと思います。

◎副議長の選挙

○議長（山本恵一君） 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本広域連合議会の副議長に、梅原好範議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました梅原好範議員を副議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました梅原好範議員が副議長に当選されましたので、本席から当選の告知をいたします。

ここで、当選されました梅原議員から御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞこちらの

方へお越しいただきたいと思います。

○副議長（梅原好範君） ただいま、皆様方から御推挙の下、副議長に選出されました京丹波町議会、梅原でございます。

当連合議会目的達成のため、議長を補佐し、懸命に取り組んでまいりますので、皆様方には、前任期同様、御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本恵一君） 梅原副議長、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

◎同意第1号～議案第6号の一括上程、説明

○議長（山本恵一君） 進行いたします。

日程第6、同意第1号から議案第6号までの広域連合長提出案件9件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

上村広域連合長、よろしくお願いいたします。

〔広域連合長 上村 崇君登壇〕

○広域連合長（上村 崇君） 今回提出いたします議案につきまして、まず、人事同意案件の議案から御説明をさせていただきます。

人事同意案件の議案書1ページをお開きください。

同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について御説明申し上げます。

本件は、既に任期満了となっております識見の監査委員の後任といたしまして、宇治市監査委員である松岡ゆかりさんを選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和8年2月13日からとしております。

続きまして、同じく人事同意案件の議案書3ページをお開きください。

同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございます。

本件は、既に任期満了となっております広域連合議会議員から選任する監査委員の後任といたしまして、八幡市議会選出の横須賀生也議員を選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和8年2月13日からとしております。

続きまして、人事同意案件、議案書 5 ページをお開きください。

同意第 3 号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

本件は、令和 8 年 2 月 13 日付で任期満了となります公平委員会委員の後任といたしまして、久御山町公平委員会委員であります辻嘉一さんを選任することにつきまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、任期は令和 8 年 2 月 14 日からとしております。

続きまして、広域連合長提出議案を御説明申し上げます。広域連合長提出の議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本件は、いわゆる高確法施行令の一部改正によりまして、保険料の賦課額の内容を改正するとともに、令和 8 年度及び令和 9 年度に係る保険料率を定めるものでございます。

保険料の賦課額の改正につきましては、保険料の賦課額を基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とするとともに、基礎賦課額は後期高齢者医療に要する費用に、子ども・子育て支援納付金賦課額は子ども・子育て支援納付金に要する費用に充てるために賦課するものと規定するものでございます。

次に、保険料率につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行や診療報酬改定などの要因から全国的に増加が見込まれるところでございますが、本広域連合の剰余金、後期高齢者医療給付費等準備基金に加えまして、京都府の財政安定化基金を最大限活用させていただくことで、保険料の増加を抑制させていただきまして、まず、医療分は、所得割率 10.15%、均等割額 5 万 9,590 円、子ども・子育て支援金分は、所得割率 0.25%、均等割額 1,350 円とさせていただきます。

なお、1 人当たりの年間平均保険料額につきましては、医療分が 9 万 9,361 円、子ども・子育て支援金分が 2,310 円、合計 10 万 1,671 円と試算しているところでございます。

次に、保険料賦課限度額の改正についてでございます。いわゆる高確法施行令の一部改正によりまして、医療分の賦課限度額を 80 万円から 85 万円に引き上げますとともに、子ども・子育て支援金分の賦課限度額を 2 万 1,000 円と新たに定めるものでございます。

次に、被保険者均等割額の軽減対象算定に係る所得基準額の引上げについてでございます。いわゆる高確法施行令の一部改正によりまして、所得の低い被保険者の方に対する保険料の軽減を目的といたしまして、被保険者均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる所得基

準額を引き上げるものでございます。

最後に、令和8年度及び令和9年度の特例といたしまして、被保険者均等割額の7割軽減対象者につきましては、医療分の被保険者均等割額にさらに100分の2を乗じた額を上乗せして減額するものでございます。

なお、施行日は、令和8年4月1日とし、令和7年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によることとしております。

続きまして、9ページをお開きください。

議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本件は、京都府人事委員会勧告に伴いまして、京都府指定職の期末手当が改定されましたことを受けまして、京都府に準じて、常勤の副広域連合長の期末手当につきまして、年間3.45月分から3.50月分への引上げを実施するものでございます。

なお、期末手当の引上げは、京都府と同様に令和7年6月1日から適用するものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

議案第3号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

本件は、歳出予算におきまして、会計年度任用職員の報酬及び派遣職員負担金に係る給与改定や、人材派遣に係る委託料に関する増額補正、令和6年度に概算で交付されました特別調整交付金等の精算に伴う国への返還金につきまして、前年度繰越金などを財源とした増額補正、市町村が実施いたします健康診査に係る追加項目等の長寿健康増進事業やマイナー一体化推進経費に対する補助金につきまして、特別調整交付金を財源として増額補正を行いますとともに、財政調整基金や保健事業等支援基金の資金運用による利子収入の見込額が当初予算を超えることから、増加分の利子収入を財源に基金積立金を増額補正するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の各総額にそれぞれ1億6,236万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を14億999万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、16ページから19ページに記載させていただきます。

続きまして、21ページをお開きください。

議案第4号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

本件は、全国的な高額レセプトの増加によりまして、高額な医療費を共同で負担する仕組みである国民健康保険中央会が実施いたします特別高額医療費共同事業に要する費用が増加していることから、当広域連合が負担する拠出金につきましても増額補正を行い、また、後期高齢者医療給付費等準備基金の資産運用による利子収入の見込額が当初予算を超えますことから、増加分の利子収入を財源に基金積立金の増額補正を行いまして、さらに、令和6年度以前に市町村が徴収した保険料で、令和7年度に市町村から被保険者等へ還付する保険料還付金の見込額が当初予算を超えるため増額補正を行いますとともに、令和6年度に概算交付された国庫支出金、府支出金及び市町村支出金につきまして、精算による返還金が生じたことから、市町村支出金及び前年度繰越金を財源として増額補正するものでございます。

また、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費につきまして、令和7年度の決算見込に応じて減額補正するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の各総額にそれぞれ29億9,914万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を4,471億352万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、24ページから27ページに記載させていただいております。

続きまして、29ページをお開きください。

議案第5号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を御説明申し上げます。

本件は、本広域連合の令和8年度の一般会計予算の総額を14億9,980万3,000円と定めるもので、前年度比3億1,634万6,000円の増となっております。

歳入の主な増加要因でございますが、次期標準システムの機器更改に伴います積立金でありましたり、国庫支出金におきまして、これまで補正予算により計上いたしておりました特別調整交付金の長寿健康増進事業補助金につきまして、令和8年度から当初予算に計上することによるものなどがございます。

歳出の主な増加要因でございますが、内部事務システムの更新費用のほか、被保険者数の増加に伴う印刷費、郵送費、委託料の増加や、派遣職員の給与改定に伴う給与費の増加等によるものでございます。

また、次期標準システムの機器更改に係る経費の準備といたしまして、前回実績を5年で

按分いたしました9,600万円を財政調整基金積立金に計上しております。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては32ページから39ページに、給与費明細書につきましては40ページ及び41ページに記載させていただいております。

続きまして、43ページをお開きください。

議案第6号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を御説明申し上げます。

本件は、令和8年度の特別会計予算の総額を4,521億5,201万円と定めるものでございまして、前年度比82億4,309万円の増となっております。

特別会計は、後期高齢者医療の医療給付費等の支出及び保険料等の収入につきまして、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見越して設定しておりまして、令和8年度はその1年目ということになります。

歳出の保険給付費につきましては、本定例会で御審議いただきます第10期保険料の算定時に見込んでおります令和8年度の費用を計上しておりますが、被保険者数が対前年度比1.33%の増、1人当たり医療給付費が対前年度比2.35%の増と見込んでおりますことから、増額となっております。

44ページ及び45ページをお開きください。

歳入の第1款から第4款、国、府、市町村支出金及び支払基金交付金につきましては、歳出における保険給付費の増加見込みに併せまして、増額して予算計上を行っております。

なお、第1款の市町村支出金につきましては、従来の医療分の保険料の増額とともに、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の施行に伴い、被保険者に対し、従来の医療分と併せまして、子ども・子育て支援納付金分の保険料を賦課徴収させていただくため、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金が増加となっております。

第6款の繰入金につきましては、保険料抑制財源等として積み立ててきました後期高齢者医療給付費等準備基金を取り崩しまして、特別会計への繰入れを行うため、増加となっております。

また、第12款の財産収入につきましては、後期高齢者医療給付費等準備基金の資金運用による利子収入の増加に伴い、増額となっております。

46ページをお開きください。

歳出の第2款保険給付費につきましては、診療報酬改定等による医療給付費の上昇によりまして、第4款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、近年の高額レセプトの増加

に伴う特別高額医療費共同事業に要する費用の増加によりまして、第5款支払基金拠出金につきましては、出産育児支援金の激変緩和措置が終了したことにより、それぞれ増額となっております。

また、令和8年度の子ども・子育て支援金制度の施行に伴いまして、子ども・子育て支援納付金を支払基金へ拠出することとなるため、当該納付金分は皆増となっております。

さらに、第6款保健事業費につきましては、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費に係る人件費の単価上昇によりまして、増額となっております。

引き続き、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、48ページから57ページに記載させていただいております。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御同意及び御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎同意第1号の採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第7、同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認め、表決に付します。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり同意することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第8、同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委

員の選任についてを直ちに表決に付すことについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、議員の退席を求めます。

〔横須賀生也議員退場〕

○議長（山本恵一君） お諮りします。

同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔横須賀生也議員入場〕

◎同意第3号の採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第9、同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認め、表決に付します。

お諮りいたします。

同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてを原案のとおり同意することにつきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本恵一君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（山本恵一君） 次に、日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力を願いたいと思います。

平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） 京丹後市選出の平林智江美です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、後期高齢者医療制度の保険証について。

令和6年12月2日以降は、紙の保険証の新規発行が廃止となり、急遽、令和8年7月までの暫定的な取扱いとして、全員一律に資格確認書が発行されました。この問題について、被保険者の方から、質問や問題点などを聞いておられないかどうか。

2つ目には、令和8年8月以降の取扱いについて、議員説明会の資料から質問させていただきます。

社会保障審議会医療保険部会からの方針案が出されました。84歳以下、それから85歳以上の年齢によって、マイナ保険証の取扱いが変わります。84歳以下の被保険者については、直近1年にマイナ保険証の利用が6回以上であり、かつ、おおむね直近3か月以内に利用実績がある場合は職権交付しない。また、それ以外の場合は資格確認書を職権交付する。ただし、上記の利用実績がある場合でも、その後、マイナ保険証の利用登録が申請により解除された場合等は、資格確認書を職権交付する。2つ目としては、85歳以上の被保険者の場合は、マイナ保険証の保有にかかわらず、資格確認書を職権交付するとの説明でありました。なぜ、84歳以下、85歳以上の年齢の分け方になったのか、説明を求めます。

続きまして、84歳以下で、マイナ保険証の5年の期限が来ても継続の申請がされていない場合はどうなるのか。自動的に資格確認書が交付されるのでしょうか。

続きまして、84歳以下で、地域の事情を十分考慮の上、例外的な対応というふうな文章があったんですけども、具体的にはどういうことなのかお答えをお願いします。84歳以下で、マイナ保険証の更新ができなければ、保険証のない方ができるのではないのか。マイナ保険証にしなければ病院の診察を受けられないのかどうかお尋ねします。

最後の質問です。年齢に関係なく全ての被保険者に資格確認書を発行する考えはないのか

どうかお尋ねします。

以上です。

○議長（山本恵一君） 上村広域連合長。

〔広域連合長 上村 崇君登壇〕

○広域連合長（上村 崇君） 平林議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和8年7月末までの暫定的な取扱いとして、全員一律に資格確認書が交付されたことによる問題点についてでございますが、先ほど議員からもお話がございましたとおり、本年8月までの間、全ての被保険者の皆様方に資格確認書を職権で交付したということでございます。この昨年7月に行いました一斉更新時及びその後の随時対応におきまして、特段問題があったとの報告は受けておりません。

続きまして、令和8年8月以降の資格確認書の職権交付に係る取扱いについてでございます。

そのうち、まず、昨年12月18日の社会保障審議会医療保険部会における対応方針案が示されたことについてでございます。この考え方でございますが、85歳以上と84歳以下の区分は、85歳以上の方はマイナ保険証の利用率が相対的に低いという状況と、高齢者の方は認知症の進行など、状態像が変わりやすいということ、また、利用実績を踏まえたきめ細かな配慮が必要という考えによりまして、85歳以上の被保険者には引き続き資格確認書を職権交付ということになったものと認識しております。

続きまして、84歳以下でマイナ保険証の5年の電子証明書の有効期限が到来した被保険者は、資格確認書の交付申請を要するののかという質問についてでございます。こちらにつきましては、マイナ保険証は電子証明書の機能を使うために、5年ごとに電子証明書の更新が必要ということになりまして、手続がなければ失効するということになります。この電子証明書の有効期限が経過し、電子証明書が失効したという被保険者の情報につきましては、医療保険者等向けの中間サーバーを通じて広域連合に情報連携されます。したがって、被保険者の方から申請をいただく必要はございませんで、資格確認書を職権交付させていただくという取扱いになります。

なお、電子証明書の有効期限経過後3か月以内でございましたら、オンライン資格確認ができますので、マイナ保険証として引き続きお使いいただくことができます。その間に資格確認書を職権交付させていただきますので、被保険者の方の受診に支障が生じるということはないと考えております。

続きまして、84歳以下の被保険者に対する例外的な対応についてでございます。厚生労働省の通知によりますと、この例外的な対応につきましては、マイナ保険証の利用登録をされている被保険者につきましては、医療機関等におけるマイナ保険証の利用実績の確認を行わずに、資格確認書ではなく、一律に資格情報のお知らせを交付するという74歳以下と同様の取扱いを許容するものであります。

続きまして、マイナ保険証にしなければ病院の診察は受けられないのかという質問でございますが、マイナ保険証を登録されていない被保険者の方には資格確認書を交付するということになっておりますので、資格確認書を医療機関等の窓口で御提示いただくことで受診いただけるということでございますので、受けられないということではないと考えております。

最後に、年齢を問わず、全ての被保険者に資格確認書を発行する考えはないのかということでございますが、今般、先ほども申しました国において年齢や利用実績を踏まえたきめ細やかな配慮が必要という考えの下、資格確認書交付の対象となります被保険者の範囲が示されましたので、全ての被保険者に資格確認書を発行させていただくということは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（山本恵一君） 平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） ありがとうございます。

2つ目の質問、第2問の質問ですけれども、最初の質問の中で、令和8年7月まで資格確認書が出されたときに、私のところに質問としては、紙の保険証はいつまで使えるのか、それとも使えないのかとか、資格確認書がまだ届いていないんだけど、一体どういうことになっているんだろうというようなことなど、被保険者の方から質問いただいたので、先ほどのお答えでは何もなかったということだったんですけれども、ちょっと被保険者の方から不安な思いの質問がありましたので、再度そのところの確認をしたいと思います。

それから、マイナ保険証の継続の手続、先ほど、できていない場合も、3か月以内とかと言われましたけれども、無保険の状況になるということにはならないということを再度確認させていただきたいです。

それから、一番最後の全ての被保険者に資格確認書をということで、国においてというようなことが言われたんですけれども、京都府後期高齢者医療広域連合において、独自施策として、やはり被保険者の皆さんに資格確認書が必要であるのではないかというような判断と

いうのはなされないのかどうかお尋ねします。

以上です。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 平林議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、被保険者からのお問合せ等が本当になかったのかどうか、議員のところには問合せがいろいろあったということについてでございます。

本件につきましては、昨年4月に取扱いの通知がございまして、6月に全被保険者の皆様にお取扱いのお知らせをさせていただいたところでございます。今般につきましても、基本的に丁寧な広報が必要であるというふうには考えておりますので、厚生労働省の御説明にも、今後、リーフレット等の作成、その他周知広報について、混乱が起これないように措置を考えているという御説明もございまして、そうしたものを受けながら、被保険者の皆様に混乱が生じないように努めてまいりたいと考えております。

2点目の資格確認書の有効期限の関係でございますが、現在のところは、昨年一斉更新をさせていただきまして、全ての被保険者の皆様には資格確認書をお送りさせていただいておりますので、7月末までの間は基本的に電子証明書が切れてお使いになれないとか、そういった状況はございません。今後、この後の対応の部分もございまして、基本的に本年8月以降の取扱いといたしまして、資格確認書を送付しない方については、先ほど連合長がお答えさせていただきましたとおり、3か月以内の間にこちらの方に登録が解除されたという情報が入ってまいりますので、その間に職権交付をさせていただくことによって、無保険というような、基本的に窓口でお困りになるというような形にならないと考えております。また、そうした状況は本年8月以降にしか発生しませんが、基本的にはそういうスキームになっております。

3点目に、京都府広域として全ての方に資格確認書を発行すべきではないのかというところでございます。今般、先月の1月27日に国が通知を出されてきたところでございまして、議員御紹介のとおり取扱いを基本とし、連合長が御答弁させていただきましたように、例外的に利用実績を加味せず、登録の内容をもって区分するというような形で示されています。連合長が答弁させていただきましたとおり、現状は全ての方に発行するというところは考えておらず、基本的には厚生労働省が示した原則を基本としながら、他の広域連合の状況、また利用実績のシステムはこれから稼働する形になりますので、そのあたりもしっかりと確認

させていただいて、判断させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本恵一君） 次に、質問の通告がありましたので、発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願いたいと思います。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 京都市の玉本です。

大きく医療保険制度改革について、3つについて質問したいと思います。

1つ目は、マイナンバー保険証の利用率についてです。

厚生労働省によると、マイナ保険証の利用率は10月時点で37.14%から3か月で約10ポイント上昇し、12月単月では169万件超の新規利用登録もあったとありますが、一方では累計での登録解除申請も25万件に達しているとのこと。医療現場では、顔認証の失敗、暗証番号の忘れ、カードリーダーの故障、通信エラーなど、運用上のトラブルが日常化しており、現場負担の増大が課題となっていると言われております。特に、IT機器に不慣れな高齢患者への対応や、システム障害時の診療影響への懸念が指摘されています。医療機関の窓口の対応が大変という声がありますが、具体的にその声は聞いておられるでしょうか。

そして、京都府内での登録解除申請というのは、つかめていたらお示しいただきたいと思っております。

2つ目は、高額療養費制度の見直しについてです。

長期療養者と低所得者への配慮はするとされていますが、厚労省の示す実際の制度設計では、1人当たり医療費の伸びを念頭に一律に引き上げた上で、現行の4区分をそれぞれ3つに分けて、上位2区分の限度額を現行の限度額より引き上げるイメージがされています。がん患者の団体や医療関係者からも反対の声が上がり、一旦は高額療養費制度の見直しは凍結されましたが、令和8年8月から実施する提案が示されています。今回の見直し方針は、がん患者団体は納得されているのでしょうか。周知はどのように今後されていく予定なのかお示しいただきたいと思っております。

そして、具体的に負担がどれだけ増えるのか。年間上限が創設されることによる影響の説明を求めます。

3つ目は、OTC類似薬の保険給付見直し等についてです。

完全な保険適用外、全額自己負担になるという方針は見送られました。ただし、特別料金の導入で、OTC類似薬、対象となる77成分、約1,100品目を医療機関で処方してもらう際、通常の3割負担、後期高齢では1割から3割負担だと思いますが、別に保険外負担として実費で特別料金を患者が支払う仕組みが創設されるというものです。しかも、実施が令和8年度中とあり、来年度の予算に関わってくることになるのか、今後の周知はどのようにされているのかもお示しいただきたいと思います。

そもそも、特別料金の創設の趣旨に、医療用医薬品とOTC医薬品で対応している患者との公平性を確保するというふうになっていますが、比べること自体が私は納得いきませんし、よく分からないと思います。不公平となる理由の説明を求めます。

3つ目は、具体的に対象医薬品を処方してもらうと、自己負担は実際どの程度の増額になるのか、事例があればお答えいただきたいと思います。

あと4つ目は、薬に関連しての質問になりますが、長期収載品の選定療養として既に2024年10月から実施されていますが、ジェネリック等の関係が強くあります。ジェネリック医薬品は不足しがちと聞きますが、現在の状況の説明を求めます。先発医薬品を希望して処方してもらう場合と、ジェネリックを希望しても不足している場合は、先発医薬品が処方される場合があります。その場合は特別な料金は対象とならないというふうにあります。どのように徹底されているのかということもお示しいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 玉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナ保険証について、運用上のトラブルが日常化しており、医療機関の窓口対応が大変であり、具体的にそうした声を広域連合として聞いているのかという御質問についてでございますが、当広域連合に対しまして、マイナ保険証を使って何か大きなトラブルがあったというようなことは、特段お伺いしているところではございません。

次に、京都府の後期高齢者におけるマイナ保険証の利用登録解除申請件数につきましては、把握可能な令和6年12月から令和7年12月末までの累計件数は999件となっております。

この間の状況でございますが、従来の健康保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証を基本とする仕組みとなった令和6年12月が380件と最も多く、令和7年1月、2月と減少、令和7年3月に再度増加いたしました。その後は逡減しておりまして、直近3か月の平均件

数は20件でございます。

次に、高額療養費制度の見直しについてでございます。

今回の高額療養費制度の見直しにつきましては、社会保障審議会医療保険部会に、がん患者団体等の患者団体、保険者、労使団体を代表する委員等から構成されます高額療養費制度の在り方に関する専門委員会が設置され、検討されました。専門委員会では、がん患者団体からもヒアリングを実施した上で議論が行われまして、高額療養費制度の見直しの基本的な考え方が取りまとめられたものでございます。その基本的な考え方を踏まえ、高額療養費のセーフティーネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した見直しといたしまして、昨年12月25日に開催された社会保障審議会医療保険部会において、具体的な内容が示されたものでございます。

次に、被保険者の皆様への周知でございますが、後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、高額療養費の見直しに係る影響について、国の責任において丁寧な周知広報を行うよう国に要望を行っており、国からは、被保険者等にその必要性を御理解、御納得いただけるよう丁寧に周知する必要があると考えており、しっかりと取り組んでまいるとの回答もございますので、今後、国から示されます内容に基づきまして、当広域連合としても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、具体的に負担がどのように増えるのかという御質問でございますが、被保険者の所得の多寡や年間の受診状況、また、対象の医療費の状況等により様々なケースが考えられます。

審議会で示されている資料によりますと、多数回該当の対象とならない1か月のみ高額療養費に該当する方の場合や、年3回高額療養費に該当する方の場合については、現在より負担増になります。ただ、多数回に該当する方の患者負担額は見直し前後で変わらず、また、年収200万円未満の多数回該当の方につきましては、年間での自己負担額が減少するというようなことも示されております。

お尋ねの年間上限が創設されることにつきましては、月単位の限度額に到達しない方であっても、年間上限に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担をいただくことはございません。

次に、OTC類似薬の保険給付の見直しについてお答えいたします。

まず、実施が令和8年度中となり、来年度予算に関わってくるのか、また今後の周知はどうするのかという御質問についてでございます。

OTC類似薬の保険給付の見直しにつきましては、社会保障審議会医療保険部会の資料や、一部報道などで承知しているところでございますが、今後、国において、子どもや慢性疾患を抱えている方など配慮が必要な方の範囲や、OTC類似薬の対象とする薬剤の範囲といった実施に当たっての検討がなされ、その後、内容が具体的に示されるものと認識しております。

審議会におきます国の説明では、令和8年度中の実施と定まっているが、準備期間も相当程度必要なことから、実際には令和9年3月を想定していると発言されておまして、そうならば、具体の医療費の請求は翌月の4月以降となりますので、来年度の予算との関わりは出てまいりません。

また、今後の周知につきましては、国において具体的な制度の検討をなされている状況でございますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、医療用医薬品で対応している患者さんとOTC医薬品で対応されている患者さんとの公平性の確保といった特別料金の創設の趣旨についてでございますが、これはあくまで審議会で示された資料でございますが、自由民主党、日本維新の会の政調会長間合意において、OTC医薬品で対応できる症状であるにもかかわらず、他の被保険者の保険料にも負担をかけて医療用医薬品の給付を受ける患者と、現役世代を中心とした平日の診療時間内に受診することが困難である等の理由によりOTC医薬品で対応している患者との公平性を確保する観点という説明がなされております。

続きまして、具体的に対象医薬品を処方されると自己負担額ほどの程度増額するかでございますが、薬剤費の25%が追加の自己負担となり、残りの75%を保険適用として窓口負担割合で御負担いただくということになります。

続きまして、後発医薬品の供給状況でございますが、具体的な内容を当広域連合としては把握しておりません。一般的に、後発医薬品の使用割合は上昇している一方、後発医薬品を中心に医療用医薬品の供給不足の状況があると言われておりますことから、後期高齢者医療広域連合協議会におきまして、後発医薬品の安定供給を確保する方策を講じるよう国に要望を行っているところであります。

最後に、薬局に後発医薬品の在庫がない場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合について、特別な料金の対象とはなりません。国において、医療機関等に対して適切に対応されているものと考えております。

○議長（山本恵一君） 玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 再質問させていただきます。

マイナンバーカードについてですが、医療機関の窓口では、マイナンバー保険証の利用加算というのが2024年10月から段階的に実施され、引き上げられている状況にあります。利用率は少しずつ上がってきているようですが、しかし、最初に述べましたとおり、利用率はまだまだ低い状況にあります。その進まない理由があると思っています。医療機関の窓口では、後期高齢者の患者さんの窓口利用を促進するために、一時は事務員さんを1人つけないといけないぐらい手間が掛かるという話を伺ったことがあります。一方、これまでの保険証は、登録している被保険者番号と有効期限、名前をすぐに確認できるので、問題なくできています。資格確認書の方においても同様に問題なくできています。医療や薬局の窓口での意見をもっと聞くべきではないでしょうか。

また、高額療養費の限度額の引上げについては、医学が進歩し、助かる命がある中で、負担の増大で受けられる医療が受けられない方が増えることへの懸念があります。前にもこのことを質疑したことがあります。がん患者の家族の方から、高額療養費の制度が改悪されたらもう病院にかかれないうような切実な声をたくさん、患者の家族の方、患者さん自身が挙げておられることを紹介しましたが、本当に医療の原則そのものが壊れるのではないかという不安を感じています。高齢者の暮らしの実態、医療費負担の増大による影響調査をすべきではないでしょうか。

先ほども少し御紹介がありましたが、2025年、昨年12月24日、がん患者団体連合会、日本難病・疾病団体協議会から、高額療養費の見直しに関する共同声明というものが出されております。その中には、もちろん専門委員として御参加もされていたと思いますが、複数の専門委員の方から、高額療養費の限度額をむしろ引き下げるべきではないかという意見が出たということも書かれており、それを踏まえ、減額制度の実施を求めておられる状況にあります。大きなリスクに備える重要なセーフティーネットが高額療養費であるということを繰り返し述べられておられて、この共同声明にしっかりと応えることが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、お薬の問題ですが、薬剤師さんにお話を伺いました。今回、OTC類似医薬品の保険外しという当初の方針はなくなったので少しほっとしていると言われていましたけれども、2024年10月から実施されている選定療養として、先発医薬品を希望される方に既に薬価の4分の1を加算しているのがあります。これは今回の話とはちょっと違うわけですがけれど

も、厚生労働省は17日の中央社会保険医療協議会総会で、長期収載品の選定療養に関する患者負担額を現行の4分の1から2分の1以上に引き上げる方向性を示しておられ、これが今本当に重大な問題だと思っているとおっしゃっていました。現在検討中の特別の今回の料金の設定が実施されると、これまでと同じ薬をもらうのに負担が増えることに対しての問合せをはじめ、窓口での説明を含め大混乱となるだろうとおっしゃっていました。保険料の引上げと薬の窓口負担の増大による影響について、もっと慎重に検討すべきですし、シミュレーションも含めて行うべきだと思います。このことを再度お答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 玉本議員の再質問にお答えいたします。

まず、マイナ保険証の関係でございます。基本的に、マイナ保険証の利用がなかなか進まず、紙であれば資格確認も容易にできるのではないかと、もっと窓口の意見等を聞くべきではないかということでございますが、マイナ保険証はやはりマイナ保険証のメリットというのがございまして、医療情報を正確かつ網羅的に提示でき、データに基づくよりよい診療が受けられる、また、高額療養費等、限度額を超える支払いが免除される、転出後にも資格確認書の発行を待たなくていいというようなマイナ保険証のメリットというのは、紙で得られないものでございますので、こういった部分を積極的に厚生労働省のほうも周知啓発等をしておりますので、マイナ保険証を進めていくというのが基本的な考え方であろうと考えております。

2点目の高額療養費の関係で、がん団体の方々及び難病団体の方々が、この専門委員会の取りまとめの後、共同声明をお出しになっておられるというところでございますが、こちらの方につきましても、基本的に、当然、今回的高額療養費の制度の見直しは、全世代型の社会保障をいかに確立していくのかという中で、患者団体の方々、また保険者の方々、医療者の方々、また経済団体、それぞれ利害がいろいろ反する方々がお集まりになって、その中で最大限まとめられる部分で取りまとめがなされて、その内容につきましては、がん患者団体連合会さん、難病・疾病団体協議会さんでも、基本的には多数回該当の現行水準の維持とか、年間上限を設けること等については大きく評価をされております。この共同声明では3点の要望を提出されておまして、基本的に議員が御紹介になりましたように、現状の限度額でも十分抑制されていないため、限度額を引き上げる場合でも治療断念や生活破綻につながる

ことがないよう、さらなる抑制を検討することという事項とともに、特に70歳未満の方の限度額の部分、現役世代のほうの負担が大きいというようなことも指摘され、最終的に医療費節減に資する他の代替手段につきまして、高額療養費は重要なセーフティーネットであるので、他の代替手段で医療費の節減を引き続き行うような御提言を出されております。ですから、基本的にはそういった御意見もありながらも、今回はこの取りまとめがなされたものと考えております。

3点目のOTC医薬品の関係でございます。ジェネリックの特別加算、先発医薬品を特別にお求めになられる方の加算は、現在、ジェネリックとの差額の4分の1につきまして、2分の1というような形で、今回、検討がなされているということは仄聞しておるところでございます。基本的にこういった部分は厚生労働省が今後示していかれると思えますし、薬局等の窓口やその他のところでどのような広報なり説明をなされるか、まだ審議会等で検討されている段階でございますので、制度が創設される際には、私どものほうにもいろいろと広報啓発の依頼等がございますので、それに従いまして適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本恵一君） 以上で一般質問を終結いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第11、議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質疑時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願いたいと思います。

平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） 京丹後市選出の平林です。

それでは、議案第1号についての質疑を行わせていただきます。

今回の条例の一部改正は、第10期、令和8年、9年度の後期高齢者医療保険料率を改正するものであります。この制度は、そもそも2008年4月から75歳以上が対象として施行された

医療保険制度であります。1期から10期まであるわけなんですけれども、保険料は毎回値上がりをして、高齢者にとっては非常にこの値上がりが死活問題となっています。

今回の改正は、第1期の保険料均等割を見た場合、4万5,110円が、第10期には5万9,590円、プラス今回子ども分として1,350円となりますので、6万940円となります。第1期から見ると1万5,830円も増えています。

そこで質問です。今回、第10期、令和8年、9年の保険料の提案です。しかも、子ども・子育て支援金がプラスされています。年金が上がらないのに保険料ばかり上がる、高く大変とよく聞きます。少しでも抑えることができないのか。そのために保険料抑制財源が使われています。94.3億円と紹介されています。後期高齢者医療協議会の中では、国と府、調整中というふうに書かれていたんです。これはもう確定しているのかどうかお尋ねしたいのと、もう少しこの金額が増やせないのか。そして、保険料の引上げ抑制ができないのかお尋ねします。

次に、後期高齢者医療協議会において、保険料改定、医療制度改革について、なぜこうなるのかということについて、被保険者の方に御理解いただけるよう、こういった広報媒体を使って、どのような説明をしていかれるのかという意見が出されていましたが、広域連合としてはどのようなことを考えておられるのでしょうか。

3番目です。5割、2割軽減ということであるんですけれども、所得基準額算定が今回、5割が30万5,000円から31万円、2割が56万円から57万円という提案ですけれども、これについての考え方はどういうことでしょうか。

それから4番目、7割軽減対象者、被保険者数43万4,854人中17万9,866人と一番多い方なんですけれども、7割軽減対象者には被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額が特例ということで、先ほど説明もあったんですけれども、この特例については引き続き実施されることができないのかということをお尋ねします。

それから、子ども・子育て支援金、これは毎年見ましたら上がるということになっていきますけれども、これはどこで決まるのですか。

以上です。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 平林議員の御質問にお答えいたします。

まず、保険料を少しでも抑えることができないのか、また抑制財源についての御質問でござ

ざいます。

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律で、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと定められております。2年ごとに行います保険料率の算定時には、まず、被保険者数の伸びや1人当たり医療給付費の伸びを見込んで、医療給付費等の費用を推計いたします。この推計した費用から、医療給付費に見合います国、府、市町村の公費負担分や現役世代からの支援である後期高齢者交付金等の収入と保険料抑制財源を控除いたしまして、その残りの部分を保険料として徴収させていただいているところでございます。

次期保険料率の算定に当たりましては、近年にない診療報酬の引上げ等の理由により、1人当たり医療給付費の伸びが大きく、保険料が過去最大の引上げ幅と見込まれましたことから、少しでもその引上げ幅を抑えるため、決算剰余金見込みから50億円、過去の剰余金を積み立てた後期高齢者医療給付費等準備基金から40億円、京都府が所管する後期高齢者医療財政安定化基金から4億3,000万円の計94億3,000万円を保険料抑制財源に活用することといたしました。

議員御質問の調整中という部分につきましては、後期高齢者医療協議会の説明資料でございまして、基本的にはこの内容で確定しているところでございます。

この額につきましては、今期、第9期の抑制財源が58億8,800万円でございますので、それと比べまして35億4,200万円抑制財源を多くさせていただいております。その結果、この抑制財源の効果といたしまして、1人当たりの平均年間保険料に換算いたしますと、この抑制財源をもって8,700円の抑制につながっているところでございます。

次に、保険料増額に関する被保険者への説明に対する御質問にお答えいたします。

令和8年度から少子化対策に受益を有する全世代が子育て世代を支える新たな仕組みである子ども・子育て支援金制度が開始されることもございますので、被保険者の皆様には丁寧な説明が必要であると考えております。具体的には、被保険者の方々に対して、当初賦課時に市町村から発送されます保険料額決定通知書に保険料率や収入別の保険料例、子ども・子育て支援金制度の概要を記載させていただきますチラシを同封するとともに、後期高齢者医療を支えていただいている現役世代の御負担もいただいておりますので、こちらの方は京都府の広報紙等に広告掲載することで、広く情報発信させていただくことを考えております。また、コールセンターの設置、ホームページへの情報掲載のほか、窓口で御対応いただいております市町村とお問合せに対するFAQの共有、こういったことも行いまして、後期高齢者

医療制度への理解をいただく取組を行ってまいります。

続きまして、5割軽減、2割軽減に関する所得基準額の改正についてお答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令におきまして、後期高齢者医療広域連合が、所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定基準が示されております。この政令の改正によりまして、5割軽減及び2割軽減の対象となります被保険者の所得算定基準の所得控除の金額が、5割軽減の部分は56万から57万円に、2割軽減は30.5万円から31万円に引き上げられました。具体的に申し上げますと、5割軽減対象の範囲の方というのは、単身世帯の年金収入のみの方であれば、おおむね168万円を超え199万円の方となり、御夫婦2人の世帯で申しますと、例えば御主人が年金収入180万円、奥様が年金収入84万円の場合は5割軽減に該当することとなります。また、2割軽減対象の範囲は、単身世帯の年金収入のみの方では、おおむね199万円を超え225万円までの方となり、夫婦2人の世帯で申しますと、御主人が年金収入250万円、奥様が年金収入84万円の場合は2割軽減に該当するというようなこととなります。

続きまして、7割軽減対象者に対して実施します特例対応に対する御質問にお答えいたします。

国において、令和8、9年度は被保険者均等割額の伸びが大きくなるということが見込まれることを踏まえまして、特に低所得者の方の保険料を抑制するという観点から、7割軽減対象者に対しては7.2割の軽減とすることを、各広域連合の判断により実施することが可能であるという旨が示されました。それを受けまして、当広域連合につきましては、改正附則第3条において、令和8年度及び令和9年度の7割軽減対象者の医療分の被保険者均等割額について、5万9,590円に100分の2を乗じた額をさらに減ずることができる旨を規定したものでございます。今回の特例対応は、令和8年度及び令和9年度の2年間でございます。

そもそも条例本則で令和8年度と令和9年度の保険料を定めているものでございますので、それ以降の部分については、現状の本則の条例でも対象としておりませんので、この部分については令和8年度、令和9年度という部分でございます。

この規定により、対象者の医療分の被保険者均等割額は1万6,685円ということになります。

次に、子ども・子育て支援金制度に関する御質問についてお答えします。

子ども・子育て支援金制度は、令和5年12月22日に閣議決定されました、こども未来戦略方針に掲げられた加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとし

て令和8年度から創設されるもので、その用途は児童手当の拡充や出産子育て応援給付金の制度化等、子育て支援目的の施策に限定されております。

国の説明によりますと、支援金総額のうち、被保険者または事業主が全体として負担する金額は、令和8年度は6,000億円、令和9年度は8,000億円、令和10年度は約1兆円とされ、それに基づき、後期高齢者医療保険の1人当たり負担額は月額で令和8年度は200円、令和9年度は250円、令和10年度は350円になると見込まれているものでございます。

段階的に負担額が上昇しているという部分につきましては、令和10年度の支援金額が加速化プラン等で示されている制度完成時の金額でございまして、令和8年度から段階的に導入していき、令和10年度が制度完成ということで、それ以降の増額は想定していないという説明がなされているところでございます。

以上です。

○議長（山本恵一君） 平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） それでは、再質問させていただきます。

すごく負担が増えて、第1期から見ると、先ほども言いましたけれども、大変な負担増となっています。多くの方から、後期高齢者の保険料が高いんだと、何とかならないか、年金はちっとも増えへんのには保険料ばかり増えるということで、生活が厳しくなっております。これ以上の負担増は本当にストップさせるべきだと考えます。

そこでお尋ねをいたします。先ほど、保険料の抑制財源のことをお話いただきました。今回、いろいろなことがあって、35億円昨年より多くしたということで、1人8,700円抑制しているんだという説明をいただきました。しかし、実際問題として保険料が皆さんはすごく高いんです。これ以上、保険料抑制財源というのは捻出することができないのでしょうか、お尋ねいたします。

それから、医療費の伸びとか、被保険者の数が増えたというようなことは説明いただきましたけれども、その点についても、少し保険料を下げるといって手だてというのはなかったのかどうかお尋ねします。

それから、7割軽減の特例のことなんですけれども、広域連合の判断でされたということなんですけれども、今回は本則での改正なのでという説明だったんですけれども、これは、7.2割軽減ということは引き続き考えることができないのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 平林議員の再質問にお答えいたします。

まず、保険料の抑制について、これ以上はできないのかというような部分でございます。現実、均等割額というのは5万9,590円でございますが、均等割7割の軽減を受けられている方が40%おられます。また、5割軽減を受けられている方が約12%、2割軽減が13%という形で、多くの方々については軽減させていただいているというのが実態でございます。基本的に、今回最大限抑制財源を投入するというような形で現在の金額がございまして、これ以上は、やはり医療給付費の伸びがかなり大きくなってございまして、なかなか難しいというところでございます。

2点目の御質問にも関連するんですけれども、今回の改定につきましては、やはり医療給付費、特に診療報酬等の改定の部分が、近年にない3%台という中で、その部分ですごく医療給付費が増えるということで、何とか最大限抑制できる策を考えさせていただいて、今の額があるというところでございます。

3点目の7.2割軽減の部分の特例を引き続き考えることができないかという御質問でございます。今般、7.2割軽減を特例という形で入れさせていただいている部分につきましては、これは厚生労働省の方で基本的にそういうことができるという通知がございまして、なおかつこの0.2割分の軽減分につきましては、国の方が財政措置していただくというもので、あくまでも各広域連合の判断としてそうしたことができるという国の通知があって初めてできるものでございまして、今般は基本的には令和8年度、令和9年度の2か年分のお取扱いを決めさせていただく条例でございまして、あくまでもそういう形になっているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山本恵一君） 次に、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力を願いたいと思います。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子でございます。

議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、通告に従い質問させていただきます。

2点あります。

1点目は、第4条の保険料賦課額についてであります。1つは、第2項の新設の理由です。それを説明いただきたい。2つには、第3項の子ども・子育て支援納付金について、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額が、当該被扶養者であった被保険者均等割額とするという、そういう説明がありますが、その理由はどのような理由からでしょうか、説明をお願いします。

大きな2点目は、条例の第12条の2に関連いたしまして、議案の参考資料によりましたら、令和8年度子ども・子育て支援納付金の保険料必要額は12億4,000万円とあります。予定保険料収納率は99.40%としたこと、また、未収納率0.60%分の充当財源は何をもって充当するのですか。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 異議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療に関する条例第4条、保険料賦課額の規定に関する御質問でございます。

まず、第2項を新設した理由について御説明させていただきます。

今期、第9期までの保険料は、後期高齢者医療に要する費用に充てるために賦課しておりましたが、次期、第10期から新たに子ども・子育て支援納付金制度が開始となり、子ども・子育て支援納付金に充当するための費用を保険料として被保険者の皆様から頂くため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令におきまして、第10期以降の保険料は、医療分の基礎賦課額と、子ども・子育て支援納付金分の子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額と規定されております。

この改正を受けまして、それぞれ、当広域連合においても保険料の規定を基礎賦課額と子ども・子育て支援納付金賦課額というような形に改める必要がございましたので、条例第4条に第2項と第3項を新設したものでございます。

続きまして、質問の2点目、条例第4条第3項の被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額に関する部分でございますが、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする、これはただし書の部分の規定でございまして、言い換えますと、被扶養者であった被保険者は所得割が賦課されず、均等割額のみを保険料として賦課するというところでございます。

なお、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額につきましては、資格取得月以後2年を経過するまでの間に限りまして、法令及び条例に基づき均等割を5割に減額しておりますので、この方々の保険料は、資格取得月以後2年間は、被保険者均等割額の2分の1の額のみとなり、この規定は4条2項の医療分についても同じでございます。

続きまして、子ども・子育て支援納付金に関する御質問にお答えいたします。

令和8年度に当広域連合が負担する子ども・子育て支援納付金は、国から示された全国の後期高齢者が負担すべき総額約588億5,000万円に対しまして、京都府の人口割合等で按分した約12億4,000万円となります。その全てを保険料で賄うこととなります。

保険料収納率を99.4%と見込んでおりますのは、過去3年の実績によるものでございまして、先ほど説明いたしました負担総額を収納率で割り返して、約12億5,000万円を保険料必要額として算定したものでございます。

したがって、議員御質問の未収納率分の充当財源という部分につきましては、基本的に保険料必要額という形で含まれているものでございます。

○議長（山本恵一君） 巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） それでは、2回目の質問を行います。

先ほど説明いただきました充当財源の話なんですけれども、結局のところ未収納率というのがあるから、それは納めている方に未収納分を上乗せした計算というか、保険料にするということによろしいのでしょうか。私の理解はそのように理解したんですが、間違っていたらまた言ってください。

それから、今回の議案第1号のところでは、条例の第14条、第15条、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額は改正されておりません。その中で、先ほどおっしゃった10分の5割軽減、2割軽減、そのことが控除した額ということなんですから、それは先ほど説明があった均等割額から被保険者の均等割の2分の1にするという理解でよいから変更がなかったということよかったのかどうか、そこを確認だけしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 巽議員の再質問にお答えいたします。

未収納率の部分について、他の被保険者に上乗せしているのかというような御趣旨でござ

いますが、これは基本的に保険料の収納率というものが、実際のところ、100%というのが一番望ましいんですけども、若干未収の方がおられて99.4%というような形になっています。それを全体的に保険料の中でその分を見込んでいるというような形でございまして、個別に誰かに上乘せしているとかという部分ではございまして、あくまでも100%であれば12億4,000万でいいんですけども、一定未収の部分が出てくる部分で、保険料必要額がその分増えるというのが実態でございまして、これは医療分についても全く同じこととございまして。

2点目の条例15条の関係でございまして。議員御指摘のとおり、今回はこの条文自身は何も改正する必要がございまして。ですから、先ほど申し上げました被扶養者であった方の部分についてはストレートに15条が適用されて、2分の1になるという議員御指摘のとおりでございまして。

以上です。

○議長（山本恵一君） 以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

平林智江美議員。

〔16番 平林智江美君登壇〕

○16番（平林智江美君） 京丹後市選出の平林です。

それでは、議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年4月から75歳以上を対象として施行された医療保険制度であります。主な問題点としては、個人単位での新たな保険料徴収により、75歳以上全ての高齢者が死亡するまで保険料を支払う必要があります。しかも、年金から保険料が天引きされます。高齢者の生活資金に影響が及び、支払い困難や滞納が発生するおそれがあります。

質問のときも言いましたけれども、第1期の保険料から見ますと、この第10期目、1万5,830円、均等割だけなんですけれども負担増となっています。年金は少しも上がっていません。にもかかわらず、保険料の値上がりが続いています。生活がますます厳しくなるのは当たり前です。保険料の値上げを少しでも抑制するために、保険料抑制財源として、医療分94.3億円が提案されていますが、もう少しこの財源を捻出して保険料の値上げを抑制すべきです。所得の低い方への軽減措置が均等割2割、5割、7割とあります。特に7割軽減には7.2割と特例がつきます。しかし、これは8年、9年ということでありました。ぜひこれを引き続き

行うべきと提案します。

また、国に対して、社会保障にしっかりと財源を回せと広域連合としても要求していただきたいと思います。年金が上がらないのに保険料の値上げでは、生活がやっていけません。死活問題です。被保険者の立場に立って安心して暮らすためには、今回の保険料の引上げでますます生活がやっていけません。府民の暮らしを守るためにも、今回の値上げには反対いたします。

○議長（山本恵一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

お諮りいたします。

議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することにつきまして、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（山本恵一君） 賛成多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第12、議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

お諮りいたします。

議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することにつきまして、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（山本恵一君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。ただいま3時5分でございます。10分間の休憩を取ります。3時15分になりましたら再開いたしますので、それまで休憩に入ります。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時15分

○議長（山本恵一君） ただいまから会議を再開いたします。

先ほどの議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにつきましては、賛成の議員を含めて挙手全員でありますと申しあげましたけれども、訂正をいたします。

これは挙手多数でありますので、よって、本件は可決をされました。

訂正でございます。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第13、議案第3号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第3号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を表決に付します。

お諮りいたします。議案第3号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することにつきましては、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山本恵一君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第14、議案第4号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑及び討論の通告がございませんでしたので、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、議案第4号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を表決に付します。

お諮りいたします。議案第4号、令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することにつきましては、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山本恵一君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第15、議案第5号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願いたいと思います。

小原明大議員。

〔13番 小原明大君登壇〕

○13番（小原明大君） 長岡京市選出の小原です。

初めてで基本的なことを申し訳ありませんが、3点ほど質疑をさせていただきます。

まず1点目、時間外勤務についてです。

予算の職員給与は時間外勤務も含んで出されていることと思いますが、現状はどのぐらいでしょうか。1人当たりの平均値と最大値をお聞かせいただければと思います。新年度の見込みもお聞かせください。

2点目ですが、基金についてです。

財政調整基金は令和5年度で5億円程度の取崩しがあり、令和6年度末の現在高が1億円余りとなっています。この会計は主として市町村の分賦金で成り立っていますが、不測の事態にすぐ対応できるということは必要であろうかと思えます。財政調整基金の積立てと取崩しのルールと今後の見込みについてお聞かせください。

3点目は、資格確認書等の発行業務です。

事前の説明では、総務費の業務管理費の中で、昨年と同様に全ての被保険者に資格確認書を送付する想定で予算が組まれているとのことでした。ただ、今、国がやろうとしている方針では、先ほどもありましたが、84歳以下についてはマイナ保険証を直近3か月以内に使用しており、かつ直近1年で6回以上使用している人には、資格確認書ではなく資格情報のお知らせを送る、そうでない人には資格確認書を送るとされております。この場合、経費としては当初とどのように変わるのかお聞かせください。

また、そのために被保険者がマイナ保険証を何回使ったかを広域連合でも把握できるようにするシステム改修がされるとのことですが、それには幾ら掛かるのか、国が出してくれるのかお聞かせください。

そして、マイナ保険証の使用回数が6回以上か5回までかによって送ってくるものが違ふとなりますと、何でうちのところとあなたのところは違ふのと、こういう混乱が起こるのではないかということをおもわれます。どのように対処されるのかお聞かせください。

以上で1回目の質疑といたします。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 小原議員の御質問にお答えいたします。

まず、職員の時間外勤務の現状でございますが、決算、保険料の当初賦課、資格確認書の更新業務などによりまして、年度の前半はやはり時間外勤務が多くなる傾向でございます。今年度の時間外勤務の状況でございますが、1月末現在で職員1人当たりの月平均は約12時間となっております。また、最大値につきましては、月79時間という実績でございます。

また、新年度におきます時間外勤務の見込みにつきましては、今般の保険料の改定、また、子ども・子育て支援金関係、今後、新たに始まる部分の周知広報で、資格確認書の職権交付、これはまだ決定はしておりませんが、取扱いがどうなるのか、こういった部分への対応で時間外の部分があるかとは思いますが、今般、人材派遣の派遣職員を1名採用する

というようなことと、あとは事務局全体で応援体制を組むなどいたしまして、少しでも職員の時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、財政調整基金についてお答えいたします。

まず、財政調整基金の積立て・取崩しのルールについてでございますけれども、こちらにつきましては、京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例に基づき行っているところでございます。

積立てにつきましては、条例の第2条で、まず1項で、基金として積み立てる金額は予算で定めるということで、5年ごとの標準システムの機器更改とか、こういった費用を計画的に積み立てる必要がある際などについて予算計上をさせていただいております。

また、第2項で、各会計年度において決算剰余金が生じたときは、当該剰余金の全部または一部を基金に編入できるものとするという規定がございますので、これは地方財政法で毎年度剰余金の2分の1を下らない額と書かれていると思いますが、積み立てているところでございます。

取崩しにつきましては、条例の第6条で、基金は第1条に規定する目的、すなわち財源の調整を図り、財政の健全な運営に資する目的の財源に充てる場合に限り処分することができると規定されておりますので、先ほども申しました標準システム機器更改、こういった際にそれまで積み立てた金額から実績に応じて必要な金額を取り崩しているというところでございます。

今後の見込みについてでございますけれども、前回の標準システムの機器更改に係る費用が国の示していた当初の見込額というのを大幅に増額していることもございまして、議員御紹介のとおり、現在の基金残高が約1億円少しというところまで減少しているところでございますので、次回の標準システムの機器更改に向けた費用を計画的に積み立てていく必要がございますので、新年度の一般会計予算において、財政調整基金積立金として9,600万円を計上させていただいているところでございます。

最後に、資格確認書等の発行業務についてお答えいたします。

まず、この資格の一斉更新に関する経費として、令和8年度当初予算におきましては、一斉更新の資格確認書または資格情報のお知らせの作成や封入等の委託料で3,954万4,000円、マイナ保険証一体化等に関するリーフレット、広報物の印刷代等で需用費に579万2,000円、周知広報に係る郵送費等の通信運搬費として4,950万円計上させていただいております。

一斉更新に要する経費につきましては、全ての方に資格確認書を職権で交付する場合は、

資格確認書のみを発行することになりまして、基本的には委託業務は単純化されますので、資格確認書と資格情報のお知らせの2種類を発行するよりも全体として経費は少なくなります。

本年8月以降の取扱いについては、まだ現時点で確定しておりませんが、令和8年度の予算の計上につきましては、暫定運用の終了を前提といたしまして、74歳以下の方と同じようにマイナ保険証をお持ちの方については資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を発行するような形で、登録率から見込んだ経費を当初予算に計上させていただいています。

ですから、いずれの取扱いも対応ができるという形で、資格確認書のみ発行のほうが経費は安くなって、高い方の方法で予算の見積りを取りまして、計上させていただいているところでございます。

次に、システム改修に関する経費でございます。マイナ保険証の利用回数情報の連携に係るシステム改修は、標準システムの改修の一環として国において行われております。お尋ねの利用回数情報の連携に係る経費について、個別に国で対応いただくので、承知しているところではございません。

最後に、新たな基準による混乱を避ける手だてというか、どのように対処するかという御質問でございますけれども、今般、国において資格確認書交付の対象となる被保険者の範囲が示されて、被保険者の皆様に混乱が生じないように丁寧な広報というのは必要であると考えております。

国が示しております事務連絡・通知によりますと、年度当初または年次更新時の広報に活用するためのリーフレット、そういった部分を今後示す予定ということで承っておりますので、当広域連合におきましても、当該リーフレットの活用やホームページの掲載、そういったところで適切に広報をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山本恵一君） 小原明大議員。

〔13番 小原明大君登壇〕

○13番（小原明大君） それでは、1点だけお聞きをさせていただきます。

先ほど全被保険者に資格確認書を送付するほうが単純化されて、コストとしても安くなるということの御答弁をされたかと思えます。私もそうかなと思っていまして、一番最後になりましたように、やはり中途半端に何回使ったかで違うものが送ってくるというのは、皆さんにとっても分かりにくいことですので、それならいっそ全被保険者にこの資格確認書が行

んにとっても分かりにくいことですので、それならいっそ全被保険者にこの資格確認書が行くという方がよほど、広域連合の財政にとってもですし、被保険者にとってもメリットがあるのかなというふうに感じたところですが、先ほど一般質問の御答弁の中で、広域連合長がこの全被保険者に資格確認書を送付する考えはないとおっしゃいましたけれども、これは考えがないということなのか、国がやったらあかんと言うているということなのか、どちらなのか、そのことだけ確認をさせていただきたいと思います。

1点目にお聞きをしたこの時間外勤務も、結局のところ、国のいろんな方針変更により振り回される形で時間外勤務が増えたのかなというふうにも感じましたので、今年度は新しい人材の採用もあってこの時間外勤務が縮減されると思うんですけども、過労死ラインぎりぎりの数字でもあったということですので、ぜひ働き方改革の面からも負担が少なくなるように御対応を求めて質疑としたいと思います。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 小原議員の再質問にお答えいたします。

まず、資格確認書を一齐に交付したほうがコストが安くなるようなことで、そういったことができないのかという御質問についてでございます。

基本的にこれは国民健康保険の関連で、厚生労働大臣が自治事務であり、自治体の判断であるという形の答弁をされているというのは承知しております。ただ、基本的にマイナンバー法の一部改正で、この資格確認書を継続して出せるときという要件が、条文で規定されておりまして、この一部改正法の中の実際に電子資格確認を受けることができない状況にあるときは資格確認書を、資格確認書とは書いてございませんが、書面を交付することができるという規定がございまして、コストが安価でというのは資格確認書を発行する法律上の要件には該当しません。あくまでも電子資格確認、いわゆるオンライン資格確認を受けることが困難であるときについては資格確認書を交付することができますよというのが法律の規定でございますので、そういった形でなかなかコスト面というのを理由に発行するというのは、法律上は認められないものと解されるかなと考えております。

やっちはいけないかどうかというのは、自治事務ですので、それぞれの判断ですというお答えはありますが、先ほどの電子資格確認を受けることが全員ができないという状況にはないというふうに厚生労働大臣も当時は答弁しているというところでございます。

以上です。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

小原明大議員。

〔13番 小原明大君登壇〕

○13番（小原明大君） ただいま議題となっております議案第5号について、反対の討論をさせていただきます。

そもそも後期高齢者医療制度が高齢者を別枠の医療保険に囲い込みまして、負担増と差別医療が宿命的であるというこの根本矛盾がはらんでいるために、賛成することは難しいともともと考えておるんですけれども、現役世代と高齢者ですとか、子育てする人とそうでない人ですとか、こういった分断をつくるのではなくて、この富裕層や大企業への行き過ぎた減税を見直す中で、あらゆる世代が安心できる医療制度を確立することを強く求めたいと思います。

この質問や質疑の中で、やはりこの自治事務であって全ての被保険者にこの資格確認書を送るかどうかというのは、この自治事務の中の判断であるけれども、マイナンバー法では電子確認ができない場合に交付できるという規定があると、こういう御説明もあったところなんですけれども、少なくとも被保険者の中で資格確認書でないとうまくいかない、この電子確認ができないという、そういう人は1人以上は必ず発生するのであろうということが想定されますので、そのことを考えればやはり被保険者全員に資格確認書を渡す、そのことが本来の業務からしても最も合理的であるのではないかなということを思いますので、そのことをぜひ決断をしていただきたいと思いますし、それが難しければそのことを国に強く求めていただきたい、そのことを述べて討論いたします。

○議長（山本恵一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第5号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を表決に付します。

お諮りいたします。議案第5号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を原案のとおり可決することにつきまして、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（山本恵一君） 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第16、議案第6号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質疑を合わせて20分以内となっておりますので、御協力願いたいと思います。

異悦子議員。

〔20番 異悦子君登壇〕

○20番（異悦子君） 久御山町議会選出の異悦子と申します。

ただいま議題となっております議案第6号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして質問をいたします。

まず1点目ですが、保健事業についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律第125条には、後期高齢者医療広域連合は高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援、その他の被保険者の健康の保持・増進のために必要な事業、以下、高齢者保健事業というとなっておりますが、行うよう努めなければならないとされています。また、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条でも、広域連合は被保険者の健康の保持・増進のために必要な事業を行うと定めています。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目は、令和8年度当初予算では、保健事業補助金2億5,404万7,000円は、令和7年度予算2億5,869万8,000円と比べ465万1,000円減額をしていますが、その理由、また、減額した事業名をお答えください。

2点目は、加齢性による難聴は認知症に影響があると言われております。聴力検査による難聴を早期に発見し、対応することが重要であると考えますが、後期高齢者医療広域連合長の見解を問います。

また、府下自治体として、健康診査として聴力検査が実施されていない自治体数はいかほどでしょうか。

この質問をしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 異議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和8年度特別会計予算の歳入における保健事業費補助金が減額となっている理由でございますが、こちらの歳入予算は健康診査事業や人間ドック事業に対する国からの補助金の見込額でございます。この歳入予算が減額となりましたのは、当該歳入を充当する歳出の予算が減額となったものでございまして、歳出予算の積算根拠につきましては、保険料算定時に市町村に対して、いわゆる健康診査受診者数の見込みを照会させていただき、その見込みの数値を基に予算額を算出しているものでございます。

令和8年度が令和7年度より少し低くなっている要因といたしましては、今期、第9期保険料算定時に令和7年度に多くの団塊の世代の方が75歳に年齢到達されることが明確でございましたので、各市町村において後期高齢者特定健診の予算が不足することがないよう、例年よりも多く受診者を見込まれたことによるものかと推察しております。

一方、令和8年度は、75歳の年齢到達者の伸びが以前よりも落ち着く見込みでございますので、結果として対前年度で下回っているものでございます。

次に、後期高齢者特定健診における聴力検査についてでございますが、後期高齢者特定健診の検査項目につきましては、厚生労働省の特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準におきまして実施する項目が定められており、聴力検査は現時点でその項目には入っておりませんので、国の補助金の対象にも入っていないというのが現状でございます。

京都府の後期高齢者特定健診につきましては、各市町村に実施いただいておりますので、その費用に対し国の補助金を活用し、当広域連合から市町村に補助金を交付する形で行っておりますが、聴力検査は厚生労働省の定める基準の検査項目に入っておらず、国の補助金の交付対象にもなってございませんので、現時点で市町村に実施を求める予定はございません。

最後に、府内市町村におきます後期高齢者特定健診で聴力検査が実施されていない自治体数でございますが、先ほども申しました聴力検査は国の補助金の交付対象となっておりますので、当広域連合では市町村から実施の報告を受けておりませんが、市町村に確認を行いましたところ、府内26市町村のうち25の自治体で聴力検査は実施していないとの回答をいただき、1つの自治体が自治体の独自施策として実施しているという回答があったものでございます。

○議長（山本恵一君） 異悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは、2回目の質問を行います。

まず、なぜ26自治体中25の自治体が実施していないのかという理由は分かりました。しかしながら、後期高齢者として、高齢者の医療の確保に関する法律で言えば、やっぱり単に被保険者の自助努力で健康診査を受けたりとか、補聴器を購入したりとか、そういうことではなく、やっぱり被保険者である後期高齢者の被保険者の健康をしっかりと守っていく、それが私は後期高齢者の広域連合としての役割ではないかなと思っています。

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版というのが厚生労働省保険局高齢者医療課の出しておりますその前書きには、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の取組に係る市町村の手順等について基本的な考え方等を整理していると。中略ですけれども、しかしながら、しかし、市町村は必ずしも実践編の記載の手順や内容に準じなければならないものではなく、地域の実情も踏まえて計画的に実施することが重要としている。これは先ほど答弁いただいた、そういうふう感じていなかったら自治体として別にやらなくてもよろしいよという内容かなと思いつながらお聞きいたしました。

しかし、先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療の保険に移行しました被保険者は、同じ自治体でありながら、国民健康保険の方たちは聴力検査があるけれども、後期高齢者に移行した被保険者は住民でありながら聴力検査を受けることができない、この矛盾はどのように受け止めておられるのでしょうか。私は本当に怒り心頭でございます。同じ住民でありながら、また一生懸命働いて、そして保険料も納めているのに聴力検査は別に受けなくてもいいんだ、対象ではないということはあるんじゃないかと私はそのように思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

それと最後ですけれども、予算の中で、来年度予算、保険料等負担金ということの中に保険基盤安定負担金が10億4,573万7,000円ですか、その分の保険基盤安定金というのは保険料等の負担金となっております。この保険基盤安定負担金は被保険者が払うのか、それともこの財源というのは国なのか、そここのところを確認させていただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（山本恵一君） 田中副広域連合長。

〔副広域連合長 田中靖之君登壇〕

○副広域連合長（田中靖之君） 巽議員の再質問にお答えいたします。

まず、聴力検査の部分について1つの自治体だけが実施されている、それは広域連合とし

まず、聴力検査の部分について1つの自治体だけが実施されている、それは広域連合としてどう考えているのかというような御趣旨だと思いますけれども、こちらにつきましては、あくまでもその自治体が個別自治体の必要性の中で御判断されて、こちらの部分については、基本的にはその自治体が全て市町村の財源でされているものでございまして、今の検査項目にも入ってございません。

実際のところ、この健康診査費7億9,000万円余りなんですが、財源は国費が2億5,000万円ですけれども、一般会計から4,000万円入れまして、残りの5億円は皆様方に御負担いただく保険料のところから入っています。ですから、あくまでもこういった事業をより広域連合としてやっていくようにというような要望にお応えしようと思えば、その分保険料財源の部分が增加することにもなりますので、このあたりはやはり必要な部分を必要な形で計上させていただいているというところでございます。

2点目の基盤安定の部分でございしますが、これは保険料の軽減分、先ほどの7割とか、5割とか、2割がございします。この軽減分については、いわゆる保険料から入ってこないで、その部分は市町村の方からいただく形になります。ここは4分の1を市町村が負担し、4分の3を京都府が負担することになってございまして、それぞれの負担分については交付税措置がされているということで、被保険者の皆様からいただくものではございません。

○議長（山本恵一君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町議会選出の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第6号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対討論を行います。

反対の理由の第1は、質疑でも申し上げましたけれども、後期高齢者医療保険に移行した住民は認知症に影響があると言われていた加齢性難聴の早期発見、そして治療という有効であると言われていた聴力検査が府下の全自治体では1自治体しか実施されていないということです。このことは、本当に私は住民の命と暮らしを守る、健康を守る後期高齢者の広域連合として本当にそのまま放置といいますか、でよいのかどうか非常に私は不安であります。各府下の構成団体、構成自治体であります各市町と協力をしながら何とか実施できるように

健康増進法第4条では、健康増進事業実施者の責務として、健康増進事業実施者は健康教育、健康相談、その他国民の健康の増進のために必要な事業、以下、健康増進事業と言うらしいんですけども、それを積極的に推進するよう努めなければならないとされております。その健康増進事業実施者には後期高齢者広域連合も含まれております。未実施の実施されていない自治体ができるよう、保健事業への補助の増額と健康増進事業実施者としての支援策を講じることを求めています。

反対理由の第2は、歳入の子ども・子育て支援納付金分、また、歳出での子ども・子育て支援納付金は、いずれも被保険者の負担金であるため認められません。物価高騰の昨今、年金だけでは暮らしていけない、病院での支払いに困っている、治療は受けなければならないのに、こういった悲鳴に近い声が届いております。

高齢者の医療の確保に関する法律の第1条の目的、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること、このことに立ち戻るべきであると、このことを申し上げて反対討論を終わります。

○議長（山本恵一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第6号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を表決に付します。

お諮りいたします。議案第6号、令和8年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決することにつきまして、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（山本恵一君） 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明

○議長（山本恵一君） 次に、日程第17、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引下げなどを求める請願書及び請願第2号、後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書を一括議題といたします。

なお、本件は、紹介議員からの一括説明の後、請願案件ごとに質疑、討論、表決を行うことといたします。

それでは、紹介議員からの趣旨説明を求めます。

玉本なるみ議員。

〔2番 玉本なるみ君登壇〕

○2番（玉本なるみ君） 京都市選出の玉本なるみです。

請願第1号、第2号の趣旨説明を行います。

まず第1号ですが、本請願は、京都社会保障推進協議会議長、渡邊さんからのものです。本来ならば請願者自ら請願の趣旨を述べていただくことが最善であると思っています。しかし、残念ながら当広域連合議会においては合意が取られていないということなので、紹介議員である私から請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願の内容は4点あります。

1つ目は、後期高齢医療保険料・窓口負担を下げることで、2割負担者への配慮措置は2025年9月になくなり、負担は増えていることに加え、物価高騰が進み、年金も少ない状況にある今、切実な要望です。

2つ目は、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の減免制度、傷病手当金制度の新設・拡充を求めるものです。京都府として独自の対策を求められています。

3つ目は、後期高齢者が健康で自分らしい生活を維持できるように健康診査項目の充実、健診補助制度の新設・拡充を求めるものです。早期発見・早期治療は医療の原則であり、健康診査の拡充、受診率を上げることは重要です。

4つ目は、国に対しての要望として、窓口負担・保険料の引下げと補聴器購入制度の実現を求められています。加齢性難聴は早めの補聴器使用が重要で、認知症予防にもつながるという研究もされています。住民の要望が多くある中、多くの自治体が支援制度を創設されていますが、補助額は多くが2万から3万円が多く、来年度は京都市も実施する提案がされていますが、2分の1、上限3万円とされています。しかし、補聴器は性能が良いものは数十万円以上の高額です。少しでも補助があることは重要です。国や京都府が助成制度を創設することは切実な御要望です。

請願には、上京区翔鸞学区で実施された医療・介護の高齢者アンケートの結果が添付されていますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。医療や介護保険料の負担感を多くの方が持っておられること、物価高騰に苦しんでおられることがよく分かるものになっています。

続いて、請願第2号ですが、後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願です。

請願者は、第1号に同じく京都社会保障推進協議会議長の渡邊さんです。

請願の内容の1つ目は、2025年と同様に資格確認書を全ての被保険者に送付することを求めるものです。2025年度は厚生労働省の急遽の判断で被保険者全員に資格確認書が発行されることになり、医療機関の窓口の混乱を避けることができました。来年度の提案は85歳以上のみを対象とする提案であり、後期高齢者を年齢で区分するのは問題です。

2つ目は、国に対してマイナンバー保険証ではなく、その前の後期高齢者医療保険証の発行を求めるものです。マイナンバーカードは任意の申請によるものであり、そこに被保険者全員に発行すべき保険証を紐づけすることこそが根本の問題です。保険料を納付している被保険者をマイナンバー保険証を所持している人としらない人を区分することがそもそもの問題であり、人権問題とも言えると私は考えています。改善を求めることは至極当然であると考えます。

以上、広域連合議員の皆様の御賛同を求め、趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第18、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引下げなどを求める請願書につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町選出議員の巽悦子でございます。

通告に従いまして、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引下げなどを求める請願書につきまして、賛成討論を行います。

請願の趣旨は、先ほど紹介議員のほうから説明があったとおりです。私は、中でも先ほども質問いたしましたけれども、安心して生活ができる、お友達と話ができる、集会にも参加できる、そのためにも何としても補聴器の購入助成を実施するために聴力の審査を行うべき

だというふうに声を大にしてお伝えしたいと思います。長い期間、我が国を支えてこられた高齢者の皆さんがお金の心配をすることなく安心して医療が受けられる制度をつくる、そのためにも国に意見書を提出することを求めているこの請願書、そのとおりだと思います。

議員各位の賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（山本恵一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引下げなどを求める請願書を表決に付します。

お諮りいたします。請願第1号、京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引下げなどを求める請願書を採択することにつきましては、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（山本恵一君） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（山本恵一君） 次に、日程第19、請願第2号、後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

小原明大議員。

〔13番 小原明大君登壇〕

○13番（小原明大君） ただいま議題となっております請願第2号について、賛成の討論をさせていただきます。

先ほどの質疑でも明らかになりましたけれども、この請願で言われています資格確認書を全ての被保険者の皆さんに送付をするということは、これは自治事務であって、私たち議員がやるべきだとみんなで言えば、これはできるということであろうかと思えます。そしてマイナンバー法で電子確認できない場合に交付できるという規定があるという御説明もありましたけれども、この請願されている団体は医療関係者も多数入っておられる団体でして、や

っぱりマイナンバーカードによるこの資格確認でいろいろトラブルがあるというのは現場の声だと思います。そしてこの現場だけではなくて、この後期高齢者というのが心身の状態も変化をしやすいですので、マイナ保険証を利用できていた人でも使いづらくなるという、こういうこともまたあります。

ですので、この全被保険者に資格確認書を送付するあるいは元の保険証に戻すということが誰もが確実に医療にアクセスできる最大の保障だと思いますので、議員の皆様のお賛同を心からお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（山本恵一君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、請願第2号、後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書を表決に付します。

お諮りいたします。請願第2号、後期高齢者医療被保険者に資格確認書交付の継続を求める請願書を採択することにつきまして、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（山本恵一君） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（山本恵一君） お諮りいたします。本定例会において議決されました各議案については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（山本恵一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年度第1回定例会を閉会いたします。

皆さん、御協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

閉会 午後 1 6 時 0 3 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和8年4月22日

議 長 山 本 恵 一

署 名 議 員 向 川 弘

署 名 議 員 山 本 勝 喜